

G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務委託

2 履行期限

令和8年3月31日（火）

3 業務目的

鹿児島県産農産物の輸出を拡大させるには、輸出に取り組む生産者の裾野の拡大と輸出先国の規制・ニーズに対応した産地づくりを進める必要がある。

一方で、実際に輸出を行うには、海外バイヤー等のニーズの把握や、商品情報の提供、輸送手配、検疫や通関対応など、品目ごとに課題や必要な取組が異なっているのが現状である。

そこで、本事業では、G F P 鹿児島を活用し、輸出に取り組んでいないものの興味を持っている又は取り組み始めたばかりの生産者等（生産者や生産者団体、集出荷事業者等を含む）を対象として、輸出を志向する生産者等のさらなる掘り起こしや輸出に向けた伴走支援を行い、県産農産物の輸出拡大を図る。

4 業務内容

(1) 輸出促進セミナーの開催

ア 生産者等における輸出の機運醸成や情報交換を図るため、輸出可能性が高い県産農産物（野菜、果物、米粉、切り花等。但し、お茶を除く。）について、県内2カ所以上において、農産物輸出促進セミナーを開催すること。（なお、セミナーの開催場所については発注者と協議の上、選定する。）

イ セミナーは、生産者等の熟度に応じた内容とし、初めて輸出に取り組もうとする生産者等がいることを前提としたわかりやすいものとする。また、品目ごとの課題や必要な取組を示すなど、効果的・効率的な企画内容とする。

ウ 県産農産物の輸出促進に資することを目的として、セミナーに参加した生産者等に、輸出に対する考えや取組状況等についてヒアリングを行うとともに、所要の助言等を行うこと。

(2) 個別相談及び助言指導、輸出に関する情報提供等

(1)のセミナーに参加した生産者等からの輸出関係手続や取引に関する各種相談等について、面談（オンライン含む）、電話、電子メール等の方法により個別に支援を行うこと。

(3) 生産者等とバイヤーのマッチング支援

ア 輸出に向けた取組を促進するため、(1)のセミナーに参加した生産者等と輸出商社又は海外バイヤー等とのマッチングを図り、輸出向けの商談を行う機会を提供すること。

なお、マッチングの際は、G F P が実施する輸出診断等のサービスを参考にすること。

イ アの商談開始から一連の取引（商談の通訳、取引先との電子メール等の翻訳、商品のテスト輸送、契約、商品の輸送、代金決済・売上債権の回収等を含む）が完了するまで、アの生産者等に対して伴走型の支援を実施すること。

5 成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた実績報告書を履行期限までに県へ提出しなければならない。

なお、本業務に係る成果品に関する著作権、著作権及び所有権は、全て県に帰属するものとし、県の承諾を受けないで他に貸与、使用してはならない。

- ・ 報告書（A 4判縦：1部）
- ・ P D Fデータ：一式

（報告書内に記載された図表等の元データについても、可能な限り提供すること。）

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議して進めるものとする。
- (2) 受託者は、適宜、業務内容に係る助言等を県に対して行うものとする。また、必要な一部の修正については、応じるものとする。
- (3) 県は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (4) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、県と協議して定めるものとする。
- (5) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (6) 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (8) 上記4で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と協議を行い対応すること。